

経営事項審査の手引き（令和8年5月改訂） 改訂概要

○主な変更点

・経営事項審査の改正（令和8年7月1日施行）に伴う項目の追加及び変更

（改正の概要については、手引き P4、5 「令和8年7月1日からの経営事項審査の改正内容について」を参照）

（1）その他の審査項目（社会性等）について

①雇用保険、健康保険及び厚生年金保険の加入状況について、審査項目から削除

（「10 経審 Q&A」における雇用保険、社会保険の加入状況に関する Q&A を一部削除）

②「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無について、審査項目に追加（確認資料については P16、P22 を、様式については P69、P70 を参照）

③「建設工事に従事する者の就業履歴を蓄積するために必要な措置の実施状況」の配点の見直し（様式については P67、P68 を参照）

④建設機械の保有状況について、加点対象となる建設機械の種類が拡大（様式については P74 を参照）

（2）その他の注意に記載事項を追加（手引き P23 を参照）

①「建設技能者を大切にする企業の自主宣言制度」の宣言の有無について、自主宣言制度のポータルサイトへの案内文を追加

②「社会保険未加入業者への指導について」を追記

（3）全般的な留意事項の記載事項を修正（手引き P25 を参照）

・「（3）結果通知書の公表について」の公共事業情報センターの閲覧可能時間について

修正

(4) 「登録基幹技能者制度の創設について」(手引き P61～を参照)

- ・登録基幹技能者講習団体一覧に、新たな団体を追加

(5) 確認資料(技術職員関係)から健康保険証を削除

(6) 「12 総合評定値(P)の計算方法(令和8年7月1日施行)」について掲載。(手引き P81～を参照)

※その他、誤字・脱字等の軽微な修正を実施。

※赤字で示されている箇所については、改訂又は重要(注意喚起等)箇所としている。